



区民の近くに私たち行政書士がいる

他支部との連携深まる夏

遊びに研修に、多彩な交流を通して

5支部合同BBQ～暑かったけど、また是非やりたい！

7月20日、品川区の大井ふ頭中央海浜公園にて5支部（大田、目黒、港、渋谷、品川）有志でBBQ大会を開催しました。有志と言いながらも各支部支部長をはじめ、計22名にご参加頂きました。

当日天気予報では曇りだったのですが、日差しが目に痛いほど晴れ、皆の日頃の行いがどれだけ良いのかしのべれます。食材、飲物、テント、椅子、機材と全てお任せの業者さんに頼みました。場所取りも朝6時からやってくれるということで、我々は足りないであろうお酒とおつまみを持参し、11時前に行くだけで良く、楽々です。最初はビールで、それからほぼ集まった時点でスパークリングワインで「今日1日を楽しもう！」と乾杯しました。

美味しいお肉や会員が丹精込めて作ったニンニクが次々と焼かれて配られます。テントの下で運河を眺めながら、今後の書士会の行方や、業務情報について意見交換をし、他愛ない話で大笑いしながら懇親を深めることができました。新人の方も何人か参加し、熱心に先輩の意見に耳を傾けていました。新人でも分け隔てなく接し、気軽に教えている姿勢を見ながら、自分が新人の頃もこの書士会の気風に惹かれ、諸先輩に支えられ、指導を受けながら今までやってこれたことを今更のように思い出しました。新人の方も行政書士で頑張っていこうと決意を新たにしたことと思います。

暑期中、川邊大田支部長と田村支部長が、最初から最後まで焼きを担当してくれました。炭火の近くでビールは即座に汗となり流れていったことと思いますが、ありがとうございました！（武田敬子）

4支部合同研修開催

7月26日金曜日、大井町「きゅりあん」にて4支部合同研修会が開催されました。今回の幹事は港支部の担当です。場所がきゅりあんということもあり、品川支部としても会場担当などお手伝いをし、当日を迎えました。当日の参加者は約80名となり、会場もほぼ満席状態という盛況ぶりでした。

今回の講義は「事業承継」について、講師は、東京丸の内法律事務所の弁護士幸村俊哉様です。当日は講師の幸村先生のお知り合いということもあり、東京会中西会長からのごあいさつに始まり、2時間では伝えきれないほど濃い内容でした。事業承継の概要はもちろん、事業承継と許認可、承継の方法面や経営承継円滑化法等法律面から、その他中小企業を例にした事例から考えるなど、内容は多岐にわたるものでした。また、M&Aの講義の中では知的資産経営の活用からの視点もあり、非常に興味深い話が盛りだくさんの講義となりました。途中幸村先生が講義時間を間違えてしまい、当初予定していなかった質問コーナーができるというハプニングもありましたが、終始真剣さの中に笑いもある、とても充実した講義をしていただきました。

最後に4支部の支部長あいさつがあり、田村支部長から、「来年の4支部合同研修は品川支部の担当となります」という宣言がされました。その後、半数以上の方が出席された懇親会では、所属支部にこだわらない交流ができ、深夜まで笑い声が響いていました。

来年の幹事は品川支部です。今年以上に良い研修会を目指したいと思いますので、皆様のご協力とご参加をお願いいたします。（企画G 小川雅之）



焼きで奮闘中の川邊支部長と田村支部長



中西会長あいさつ（上）
講師の東京丸の内法律事務所幸村
弁護士（右）

家事事件手続法制定についての一考

広報部

家事事件手続法とは

家事事件手続法とは、家事事件（夫婦間の紛争や成年後見など家庭に関する事件のことをいい、家事審判に関する事件と家事調停に関する事件に分かれます）の手続を定める法律です。

これまで家事事件の手続については家事審判法が定めており、同法は昭和22年の制定以降、大きな改正がされていませんでしたが、この間、我が国の家族をめぐる状況や国民の法意識は大きく変化し、当事者等が手続きに主体的に関わるための機会を保障することが重要になってきました。

そこで、家事事件の手続きを国民にとって利用しやすく、現代社会に適合した内容とするために、全面的に見直し、新たに家事事件手続法が制定されることとなりました。

しかし、そもそも家事審判、家事調停に私たち行政書士が関わるには、法的に困難な問題もあり、紙幅の関係もありますので、行政書士として知っておいた方がよいと思われる部分について、その概要を紹介します。

家事事件手続法制定の意義

今回の改正の意義は次の4点にあるといえます。

第1に民事手続法として備えるべき事項を整備すること。

第2に当事者にとって審理過程がより透明であり、そのための当事者の手続保障を厚くすること。

第3に子どもや障がい者など行為能力を制限されている人たちが、出来るだけ裁判手続に主体的に参加し、自己決定や意見を表明できる機会を確保する内容になったこと。

第4に国民にとって家事事件の手続を分かりやすく、利用しやすいものとする。

家事事件手続法で設けられた主な改正点は、手続法としての整備については、(1)管轄の規定の整備、(2)代理の規定の整備、(3)参加の規定の整備などです。また、当事者の手続保障の拡充においては、(1)申立書の写しの送付、(2)当事者による記録の閲覧謄写、(3)陳述の聴取、(4)審判の結果により影響を受ける者の手続保障、(5)電話会議・テレビ会議システム、などです。

行為能力を制限されている人たちの意見表明・自己決定権の尊重

家事事件手続法は、家事審判、家事調停のための手続法ですから、私たち行政書士が関わる場面はそう多くな

いと思いますが、行政書士としても注目すべきは、「能力を制限されている人たちの意見表明・自己決定権の尊重」ではないかと思われます。

行為能力を制限されている人たち（制限行為能力者）にも意思や意見があり、それを出来るだけ尊重し、その人たちの自己決定を支援していこうという流れが顕著になっていますが、それにそった改正の主なものはおおむね以下のとおりです。

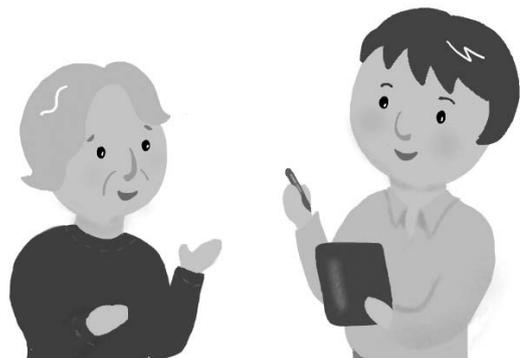
(1) 意思能力ある限り、手続行為ができる審判事件

原則的には民事訴訟法を準用して制限行為能力者は法定代理人によらなければ家事事件における手続行為が出来ないとしながらも（17条①）、後見開始の審判事件、後見開始の審判取消しの事件、成年後見人選任の審判事件等においては、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人は、意思能力があれば法定代理人によらずに自ら手続行為をすることができると明記されました（118条）。

そしてこの規定は、私たちに関わりのある事件、例えば、保佐事件での被保佐人となるべき者や被保佐人（129条）、補助事件での被補助人となるべき者や被補助人（137条）等の事件に準用されています。

最近、成年被後見人の選挙権・被選挙権が公職選挙法の改正により保障されたことなど、制限行為能力者の社会参加は、大きく広がる方向へ流れて来ています。家事事件手続法におけるこのような規定は、そうした流れの中にあり、後見制度に様々な関わりを持つ私たち行政書士として、一層ご本人の意思にそった後見業務を推進して行くことが望まれています。

（参考・引用文献：法務省「家事事件手続法の施行を迎えて」、月報司法書士2013.1 No.491 弁護士杉井静子先生著「家事事件手続法の施行により家事事件手続はどう変わるか（1）」）



支部にこの人あり 大貫弘嗣先生

—今回は、品川支部の重鎮であり、行政書士会のご意見番でもある 大貫弘嗣先生にインタビューしました。

私は、昭和14年、神奈川県藤沢市辻堂に生まれ、小中学校時代を辻堂で過ごしました。父は当時の運輸省の役人でしたが、私が小学校を卒業する頃に辞めて、運輸省の外郭団体である財団法人を設立していました。男ばかり三人兄弟の末っ子だった私は、早稲田大学高等学院から早稲田大学の法学部に進みました。卒業後、当時の



プリンス自動車販売に就職し、自動車のセールスマンとして神田豊島町、岩本町辺りをテリトリーとして営業の仕事に没頭していました。一日に名刺を100枚くらい、ひたすら配りまくる日々が続きました。営業の相手方は社長さんだったり、平社員だったり、あるときは受付嬢だったりもしました。毎月一人当たり4〜5台のノルマがありました。何とかこなしていきました。

—大変なご苦労でしたね。

この営業時代の経験は私にとって、大変良い勉強になりました。やがて様々な人々との繋がりもできて、販売成績も上がってきたころ、悩ましい出来事が起こりました。いつも車を買って頂いていた社長さんの所にモデルチェンジ直前に営業に行ったときの事です。どうしようかと思案したあげく、やはり会社の利益を優先して、いつものように販売・納車しました。すると予想通り、その直後にモデルチェンジが発表されたのです。私は、いの一番に社長さんのところに行って謝りました。怒られるかと思いきや、彼は若僧の私の立場をわかってきていて、仕方ないことだよと、理解してくれたのでした。彼の心の広さと温情に感動し、この素晴らしい出会いに感謝したのでした。私のこのような営業の経験は、後になって行政書士としての仕事をしていく上で、大変役に立つ、人生の上での貴重な体験でした。多くの人々との出会いの大切さ。人生の先輩達の様々な人間性に触れることで、多くを学びました。

—行政書士界に進もうと思われたきっかけは…

6〜7年勤めた頃、父から、これからはモータリゼー

ション普及の時代だから、例えば道路運送車両法とか、道路運送法など、折角の法律の知識を活用できる仕事をと勧められ、会社を辞めて行政書士の試験勉強に取り組みました。当時は今と違って車庫証明や自動車の登録に関しても、行政書士会の受け皿が完全に整っていたとは言えない時代でした。自動車の登録や車庫証明もノンカーボンのワンライティング方式へ移行している時代で、まだまだ制度的にも過渡期でした。

—お父様の助言がきっかけだったのですね。

ええ。合格後、たまたま陸運事務所の前の蕎麦屋さんが経営不振に陥り、うちで買い取ったのが、現在の事務所です。地理的にも恵まれた条件で仕事を開始できたことは大変幸運だったと思います。ただ、初めのうちは、いろいろな種類のお客さんがみえるので、とても苦労しました。例えば、バス会社を作りたいとか、個人タクシーの免許を取りたいとか、運送会社を作りたいなどなど。また、現在では、品川で交付したナンバーの車を鹿児島で廃車したければ、オンラインで情報を確認し、転入してから抹消手続きすればわざわざ品川まで来なくてもできるのですが、当時はオンラインシステムが無かったので、品川の陸運局まで来なくては情報が確認できなかったのです。そこで、当時、全国ネットの法人の仕事を請け負っていた私の事務所では全国の陸運局の近くにいる行政書士と交渉して、連絡協議会を作りました。それが全国陸運関係行政書士協議会です。

この協議会は、私たちが設立してもう30年になります。現在でもお互いに助け合う精神の下、有効に機能しています。会員は現在約200名です。

—行政書士会における先生のご活躍は…

私は 東京会の副会長、日行連の運輸交通部長、東政連会長、そしてこの協議会の会長もやりました。日行連の運輸交通部長をしているときに、私たちは行政書士による出張封印制度を確立しました。これは、国民と行政書士にとってプラスになることです。当時の運輸省や自治省など、関係諸団体との間の連携を取り持って、何とか実現にこぎつけました。

この時の経験から、「長」のつく人間は、中央省庁に何度も足を運んで根回しをし、一つ一つ実現にこぎつけなくては会のためにならない。その意味で中央に近い場所の人になるべきだとの考えをもっています。行政書士制度によって我々は守られているのだから、その制度を守ることがひいては自分を守ることに繋がると思いを、「長」という役職に就く人は肝に銘じて欲しいと思います。—品川支部に対してひとことお願いします。

現在の品川支部の執行部はその意味でも良くやっているといます。政連も同様です。一つの要望としては、後継を育てるためにも、きちんとした教育、例えば書類の作り方までも徹底的に教える研修などを行っていただければ嬉しいです。品川支部のさらなる発展に期待します。

—どうもありがとうございました。

(日野義博)

ココが売りだよ！

武蔵小山商店街パルム

東急目黒線武蔵小山駅前から中原街道まで、完成当時「東洋一」と称えられ、現在でも東京都内では最長の800mのアーケードと約250店舗を有する商店街がある。武蔵小山商店街パルムである。たびたびテレビでも紹介されている商店街だが、ここに来ると身の回りのものは何でもそろってしまい、ただ歩くだけでも楽しい商店街である。昨今、大型店の出店により、駅前の小さな近隣商店街は苦境にさらされているところが多い中、ここは店主たちの努力が功を奏し奮闘している商店街である。確かに、商店街に一歩足を踏み入れてみると、店先の呼び込みや店頭販売が商店街の活気を盛り上げ、店主の「売ってやろう」というやる気を感じられる。



また、武蔵小山商店街パルムは、目黒区との区界に近い品川区小山・荏原にあり、下町的な風情の残る地域ともなっており、その雰囲気は堪能できる。

街の売り、老舗を訪ねる—焼鳥屋「鳥勇」

歩いていると、やたらにチェーン店が目立つが、この街を支え、発展させて来たのは、何と言っても老舗であることは間違いない。そんな店を訪ねてみるのは楽しい。

創業昭和元年を売り文句にしている焼鳥屋「鳥勇」。



創業昭和元年を売り文句にしている焼鳥屋「鳥勇」。丁度店を仕切っていた板倉桂一さんに話を聞いた。創業した初代が板倉勇さんだったことから付けた名前である。元は鳥肉屋さんでコロケなども売っていたそうだ。終戦後の昭和35年ころ、2代目修平さんが焼鳥屋を始めた。桂一さんは2代目の従兄弟にあたる。今は達也さん、3代目が経営している。

何が売りなのか、例えば秘伝のタレとかは？と聞くと



「そんなものはないが、うちは小肉を使っている。鶏の首の剥き身で一匹の鳥からほんの僅かしか取れない部分で

焼鳥にするには最高の素材なんだよ」と桂一さんは言う。

取材の間も、次々とお客さんがたくさんの焼鳥を買っていく。「良く買いにくるんですか」と聞くと、「毎日のように来ますよ。商店街の入口にあつて、いつも良い匂いがしますから、つい買ってしまいます。美味しいしね」と笑顔が帰って来た。地域に根付いたお店であることがわかる。取材班もけっこう買いました。

大正14年創業の仏具店「柴田神佛具店」

「鳥勇」の板倉さんに、商店街の老舗を教えてもらった。それが柴田神佛具店である。創業は大正14年、初代は柴田好夫さん。お話を聞いたのは、2代目幸夫さん、73歳である。「元はもっと駅に近い方にあつたんですが、昭和34年に商店街の真ん中の方に移転しました。今は3代目の息子幸一郎が店を切り回しています」



葬儀屋さんやお寺と提携していろいろな宗派の仏具、神具を揃えてはいるが、若い人は家に仏壇を具えることも段々なくなっているのでは、仏具の売れ行きは年々厳しくなっているようだ。

3代目はどんなことを売りにしているのかを聞いてみた。なんと、クリスタル製の仏具や真っ白な仏壇など、若い人たちの購買欲をかき立てるような新品で新しい需要を引き出しているとのことだ。しかし、仏壇は、何と言ってもその外観の重厚さが売り。店で一番価格の高い仏壇は、総桑の木製で150万円を超える。「滅多に売れるものじゃないが、品揃えは大切だから」



商店街は、七夕の飾りで客を呼ぶまでもなく、平日の昼間だというのに、大勢の人が行き交う。「東洋一」はまだまだ健在な武蔵小山商店街パルムであり、多くの老舗が底力となっている。

町会長 根本忠良さん



二葉4丁目町会は、西大井6丁目1番及び二葉4丁目3番～26番をエリアとする町会である。根本会長は、平成20年から町会長を務め、今2期目である。

☆婦人部の活動

二葉4丁目町会の特長は婦人部の活動が活発なことだと会長は言う。婦人部長を先頭に23名が活躍中。根本さんが会長に就任した4年前から町会長も出席しての婦人会が度々開かれるようになり、町会費の徴収、赤十字や年末助け合いの寄付集め、神社の形代（神社のお祭りの時に神霊の代わりとして置くもの。人形）書き、盆踊りや祭礼の手伝いなど、年間を通して縁の下力持ち宜しく極めて多忙である。婦人部においても高齢化が進行しているが、亀の甲より年の功、長年の経験を生かしながら、世代交代にも対応しており、今は婦人部の4割が40歳前後となり、先生を頼んで若いお母さんたちのアクセサリ講習会などが行われるようになっている。

☆法人化で発展への道を歩む

町会のもう一つの特長は、町会が法人化していることである。町会が法人化したのは、7年前、古い町会会館の建替えをきっかけとしたものであった。

古い町会会館のあった場所の土地は借地で、借主は町会長他役員の名義、建物は町会のもだったが、名義は町会長他役員の名義であった。

当時の町会長の発議で会館の建替えが提案されたのは、町会会館の建替えに対して区から助成金が出ることを聞いたことが動機であった。土地は約30平米あり、50年間の借地保証金、建物建設資金など、約2000万円が必要であったが、内建設資金1300万円は全額区の助成金から、また、町会にはリサイクル事業で蓄えていた資金が600万円ほどあり、さらに町会員に寄付を募ったところ、1000万円が集った。これらを新築費用、什器類購入費用、今後の維持費用基金とした。施設は、半地下の倉庫、1階はカラオケルーム（プロジェクター付き）として使える洋室、2階は座る形で使う洋室。各階には台所とトイレが付き、屋上にも登れるように2階天井に上げ下ろしのできる梯子がついている。会館の維持費は、

町会費と別建てであるが、地代や光熱費、カラオケリース料等は、町会員外の会社等の会議などでの使用料や区からの助成金でほぼ維持できている。法人化により会館の名義変更手続きが極めて簡素になったことが最大のメリットと言え、デメリットは特になくそうである。

☆最大の行事、上神明天祖神社の例大祭

町会員は現在700世帯、お子さんも入れて2400人ほどである。町会の活動として、毎年10月の敬老の日に70歳以上の方全員（昨年は420人ほど）にお赤飯と飴を役員さん10人で配っている。祭礼委員会には、全役員と理事が参加し、毎年の祭礼を取り仕切る。「上神明天祖神社」の例大祭は、各町会単独では毎年行なうが、2年に1度は5町会連合会、そして10年に1度、元は一つであったと言われる下神明天祖神社との合同大祭が12町会によって行なわれる。今年の9月はその10年に一度の大祭となり、二葉4丁目町会が大祭の宮元を務めることになっている。神輿は12基、参加者は1000人を超えることが予想されるとのことである。「町会挙げての行事ですから、役員さんなど70人が世話役として出ます。子どもだけでも両日で400人は超えると思います」と根本会長は力を込める。その他、8月の終わり頃にはワイワイ踊り（盆踊り）が町内の公園で行なわれ、数百人が参加する。また、青少年部による日帰りの芋掘り、3月3日の餅つき大会も行なわれている。防災部、防犯部の他、60歳以上の町会員100人が集って作った福寿会は、町会会館で毎週日曜日にカラオケ大会を開いている。無料である。



☆町会のこれからについて

会としてこれからの最も重要な課題は、防災だと根本会長は言う。それも防災意識の「見える化」を図るために、水や食料を確保することにあるという。「すでにやっている町会もあるようですが、毎年200人分の水を保管すると3年後には600人分になります。飲料水の消費期限は3年間ですので、消費期限1ヶ月前に最初の200本を無料で町会員に配布し、新しく200本を購入します。また、地域にある大型スーパーと保守契約をして、もしもの災害の時は、町会員が建物の防衛隊となり、中の食料を町会員に配布する、代わりに防災基金として100万円の補償金を用意するという計画です。もし、来年度も町会長を受任した暁には実施に持っていきたいと思っています」

なかなかユニークかつ有益な構想である。町会が町会員にとって頼りになる存在であることがこれからの町会運営の軸になることが大切だということだろう。町会員のための町会作りが進んでいるのである。

ブラックヘッズ 品川区民スポーツ大会参戦！

小川 雅之

皆様半年ぶりにブラックヘッズが始動開始致しましたので、ご報告いたします。

7月7日、前日に梅雨明けをした我らがホームグラウンドの南ふ頭公園野球場に行政書士会品川支部、ブラックヘッズの猛者達が集合しました。中でも当日に誕生日を迎えた田村支部長の気合は頭から湯気が出るほどの勢いがありました。当日は開会式からものすごく暑く、試合開始頃には35度の気温であり、対戦相手の選手が熱中症のような症状となり退場するハプニングもありました。

試合開始は15:30であったものの夏の陽射しは激しく容赦がない。その中での対戦相手は「八潮サンライズ」、品川区でも強豪チームの一つである。先攻のブラックヘッズはまだ体が慣れていないせいか、バットの振りがぎこちない、相手は普段から練習しているチームであり、その差ははげしいものがある。



2回、3回と進み、2回目の打順が回ってくるころには選手たちの体も温まってきた。ブラックヘッズが覚醒した。1本2本とヒットが続き、余裕を見せていた相手チームの顔がみるみる変っていくのがわかった。勢いに乗ったブラックヘッズが止まらないのは昨年の東京会の大会でも実証済みだが、相手はそれを知らない。大量の差があった得点差が徐々に縮まっていった。今回の打線は大きなあたりはないものの、細かく繋ぐ攻撃が出来ていた。ついにサンライズに追いつくチャンスができたその時、審判より無情の宣告があった。「時間切れにより試合終了とします！」

残念ながら今回は敗退しました。東京会3連覇は決して簡単ではありません。他支部も3連覇は許さない！という勢いで襲いかかってくるはずです。今年の東京会の大会は11月30日に決まっています。品川支部の皆様がたくさんの方の参加をお待ちしております。また、たくさんの皆様の応援もお待ちしております。



ここでご報告です。今年は皆様の援助もありチームユニフォームを作成中です。是非ともご期待の上お待ちくださいませ。ブラックヘッズのユニフォームを着てみたいという方がいらっしゃいましたら、いつでも入団をお待ちしております。東京会3連覇を一緒に目指しましょう！

終わりになりますが、今回の大会は他支部からの助っ人の方々にもご参加いただきました。紙面にて改めてお礼を申し上げます。

お忙しい中を本当にありがとうございました。
『参加者：古谷先生（中央支部）、大村先生（北支部）、榎本様（渋谷支部補助者）』



行政書士釣友会に参加して

7月27日、星野政連支部長主催の行政書士釣友会第2回例会（であったことは後から知りました）に参加しました。もちろん釣行。今回は、京急立会川駅近くの棧橋から朝7時15分に出船して、アクアライン沖の勝島運河まで行き、そこでシロギスとイシモチを釣ろうという催しです。クーラーは必携とのことで、慌てて2日前にアマゾンで安めの折りたたみのクーラーを購入。事務所に配達されたのは、前日午後7時過ぎ。何とか間に合ってほっとしました。酔い止め薬を馴染みの薬局で求め、朝飯のコンビニサンドイッチ、缶コーヒーと一緒に流し込みました。

集合場所の立会川駅には、星野先生はもちろん、すでに何人かの方が来ていました。星野先生のFaceBookによると先生は昨夜未明まで酒宴であったとのこと。しかし、さすがの太公望、けろっとした様子で皆さんをご案内していました。

参加者は、私を含め11人。何を隠そう私が釣り竿を握ったのは、17年前、福島県の農場近くの溪流でヤマメを1匹釣って以来です。他の方は皆ベテランにしか見えません。

ビールを飲み飲み、1時間ほどで勝島運河に着くとすぐ船頭さんのかけ声で棹を降ろし、待つこと5～6分。何やら棹が重くなったみたいなので、あげてみると、釣れた！15センチは超えるシロギス。まずは最初の釣果に乾杯。その後はしばし入れ食い状態があちこちで続き、中にはけっこう大きなイシモチを釣り上げる人も。食いが渋れば場所を変え、午後1時過ぎまで頑張りました。私はシロギス25匹とちっちゃなイシモチ1匹。中には44匹のシロギスにヒイラギを10匹程釣った猛者もいました。ヒイラギはいらないと阿部先生におしげもなく全部あげてしまいました。

ともあれ、たくさんの釣果をお土産に帰途につきました。大きなシロギスは刺身に、他は天ぷらにしましたが、刺身は初めての経験。うまい！の一言に尽きます。3回目の例会を秋に企画しているとのこと、はまりますね。

（新居崎）



仕事はもちろん、遊びでも全力！

品川ウォーキング倶楽部

「品川ウォーキング倶楽部」では、6月、特別版として「大人のディズニー・シーウォーク」を開催しました。参加者はビール片手にキャーキャーと歓声を上げ、すっかり子供に戻りました。

例年、夏場は熱中症等の心配もあり活動をお休みしていましたが、涼しくなった頃にまた、支部メール等で開催のご案内を差し上げます。「ゆる～い会」ですので、ご興味をお持ちの方は遠慮なくどんどご参加ください。

多くの参加者と共に、コースのご提案もお待ちしております。一緒に「発見ウォーク」しましょう！（喜多村）



チェス同好会のご案内

全世界150カ国以上でゲームがなされている世界三大棋類の一つであるチェスを楽しもうと支部有志が集まり、毎月第3月曜日に定例会を開催しています。午後6時から午後8時頃まで、定跡の勉強から始まり、その後はゲームを中心に活動しています。例会の後は、近くの居酒屋でのどを潤しながら、ゲームをレビューしつつワイワイと騒いでいます。

参加されたいという方、ちょっとだけ興味があるという方も、一度のぞいてみませんか。大歓迎です。

（連絡先：津田 shoichi@srg-tsuda.biz）





支部 information



新入支部会員(平成24年12月1日～25年7月末日)

氏名(敬称略)	事務所所在地
實川 英雄	品川区東大井 1-12-14
木村 成宇	品川区東五反田 5-22-37 ツバセス P12 東五反田 1005 号
佐々木 新	品川区西五反田 5-9-21
神田 敦子	品川区西品川 2-7-16
千田 光史	品川区南品川 2-17-7 宮川ビル 2階
梶田 順久	品川区東五反田 5-22-37-1014
山本 礼奈	品川区東大井 6-1-5 桐木ハイツ 201
深田 秀樹	品川区西品川 2-5-13
大野 容充	品川区西大井 5-11-2 レギャン西大井 203

主な支部活動

開催日	活動内容
1月18日	賀詞交歓会
2月5日	区民相談員会議
2月24日	外国人相談会
2月25日	暴力団排除対策委員会講習会
2月26日	支部理事会
3月21日	支部研修会
4月20日	定時総会
5月30日	支部理事会
6月18日	支部理事会
7月7日	ソフトボール大会
7月20日	5支部合同 BBQ 大会
7月26日	4支部合同研修会
8月8日	支部理事会
8月17日	西中延3丁目親友会無料相談



中西東京会会長を交えた1月8日の賀詞交歓会

主な支部政治連盟の動き

東政連品川支部では、区議会・都議会・国会の議員の先生方と連絡を密にしながら、区民・都民・国民の利便に資するため、行政書士制度の発展と職域の拡大を目指します。会員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。(東政連品川支部長 星野 誠)

開催日	内容
1月18日	賀詞交換会
3月28日	田中たけし先生総決起大会
4月1日	松原仁先生国政報告会
4月8日	田畑毅先生後援会設立総会
4月9日	神野先生都政報告会
4月21日	公明党文化フォーラム(講師/森田実氏)
4月23日	馬場先生をはげます会
6月4日	山内あきら先生決起大会
6月9日	安倍首相応援演説会

6月17日	自民党石破幹事長応援演説会
7月22日	政策要望ヒアリング【自民党】
7月24日	政策要望ヒアリング【公明党】
7月24日	政策要望ヒアリング【民主党】

これからの主な予定

- 暑気払い兼ポーリング大会 9月6日(金)
①午後6時集合、6時30分開始(ポーリング大会 品川プリンスホテル)②午後8時開始(暑気払い 和食「ななかまど」品川プリンスホテル・アネックスタワー1階)
- 支部研修会「相続手続全般について～事例研究～」
講師 田村支部長 9月27日(金)午後6時受付、6時15分開始 きゅりあん
- しながわ宿場まつり多士業街頭相談会 9月29日(日)午前11時～午後4時 北品川 田村支部長事務所前
- 夢さんばし無料相談会(広報月間) 10月12日(土)午前10時～午後4時 JR大崎駅前
- 支部理事会 10月8日(火)午後6時30分 大崎事務所
- ソフトボール大会 11月30日(土)

★相続・遺言大相談会★

平成26年2月1日(土)

午後2時～4時30分

きゅりあんイベントホール

- 品川区全域の朝日新聞と読売新聞にチラシ8万枚を折り込み、大宣伝する。
- 支部会員 ML 等にて、相談員を公募する。
- 相談員となるうとする支部員は、事前に行われる相談員研修に出ること。
- 相談者からの受任依頼には、相談を担当した相談員が単独又は複数で受任する。
- チラシの裏面で、各会員の広告を掲載(広告費として1口2万円を募る)



平成25年8月20日発行

発行人 田村 通彦

発行所 東京都行政書士会品川支部

〒141-0032

東京都品川区大崎1丁目20番8号

I NOビル大崎 503号

TEL 03-3490-1650

FAX 03-6807-2580

URL <http://shinagawa.tokyo-gyosei.jp/>

編集人 日野義博 新居崎邦明 小川雅之